

①表面

※ 1年ごとの願出となっています。
※ 記入には、黒か青の摩擦等で消えないボールペンを使用してください。

減額返還・記入例

奨学金減額返還願 / 奨学金返還期限猶予願

※適用希望月の前々月末までに願い出てください。

日本学
私は、日本
に関する法律

複数の奨学生番号があり、全ての奨学生番号の減額返還を希望する場合、全ての奨学生番号を記入し、「全ての奨学生番号について希望する」に✓。
複数の奨学生番号があり、一部の奨学生番号だけ減額返還を希望する場合、減額返還を希望する奨学生番号を全て記入し、「右欄に記入の奨学生番号について希望する」に✓。

減額返還願を作成した年月日を記入。

おける特定の個人を識別するための番号の利用等に必要な地方税情報を利用することに同意します。

記入日 (西暦) 年 月 日

全ての奨学生番号について希望する

※必ず奨学生番号を記入してください

右欄に記入の奨学生番号について希望する

奨学生番号

609. 04. 999998

809. 04. 999999

必ず押印

フリガナ

キコウ ジロウ

本人氏名

外国居住の場合は、国内連絡先を記入してください。国内連絡先へ連絡が不可の場合は、その旨を事情欄に別紙に記入してください。

生年月日 (西暦)

1990 年 10 月 1 日生

本人住所

J10-7

ここに記載の住所を機構の登録住所とします。現住所とは別に郵便物が確実に届く住所を機構の登録住所とする場合は、余白に登録住所と明記し、住所を記入してください。

電話番号

(自宅) 03-6743

アルバイトの場合も、勤務先名の欄に記入してください。

(携帯) 090-2255-XXXX

勤務先

勤務先名

XXYY株式会社

03-XXXX-XXXX

外国居住の場合の日本国内連絡先住所

※「できるだけ早い時期」から希望する場合は、本機構で適用可能な月から減額返還を開始するものとして取り扱います。
※審査の結果、承認され次第、減額返還が開始されます。減額返還の承認通知を受け取るまでは、通常の割賦金で返還してください。
※延滞している月から減額返還開始を希望しても承認されません。延滞解消後に願い出てください。
※奨学生番号が2つ以上ある場合の「減額返還の終了時期」は、最も早く終了する奨学生番号に合わせて設定します。
※2つ以上の奨学生番号で、それぞれ2分の1、3分の1を希望したい場合は、減額返還願を2枚提出してください。(証明書は1通で構いません。)

【申請内容・期間について】

奨学金 減額返還

第一種奨学金「所得連動返還方式」(平成29年度以降採用)選択者は、減額返還を申請することはできません。

希望減額期間及び減額返還方法

できるだけ早い時期 (又は前回承認された減額返還期間終了翌月) (西暦) 年 月

①通常割賦金額の1/2の金額で、以下に✓した期間返還する。(注)
 2か月 4か月 6か月 8か月 10か月 12か月
②通常割賦金額の1/3の金額で、以下に✓した期間返還する。(注)
 3か月 6か月 9か月 12か月

奨学金返還期限 猶予 を希望する

①(1/2の金額)を選択した場合は、2、4、6、8、10、12か月のいずれかの口に✓してください。
②(1/3の金額)を選択した場合は、3、6、9、12か月のいずれかの口に✓してください。

2分の1の金額で返還したい場合は①の口に✓し、3分の1の金額で返還したい場合は②の口に✓してください。必ずどちらか一方の口に✓してください。チェックがない場合や両方にチェックした場合は不備となりますのでご注意ください。

生活保護受給中の方は、返還期限猶予をご利用ください。(減額返還は適用できません)

その他に該当する事由
①新卒(退学)及び在学猶予切れ等の場合の無職、未就職、低収入
②災害が該当。
()内に事由を記載。①の場合は、()内に新卒等と記載。

【願出の事由】 口に✓し、事由に応じた証明書を添付してください。マイナンバーの提出により省略できる。【事情】と【今後の返還見通し】を記入してください。未記入の場合は審査できません。

傷病 生活保護受給中 入学準備中 失業中 経済困難 その他 ()

該当する場合は口に✓をいれてください。「猶予年限特例」(平成29年度採用)による事由のみ適用され、生活保護受給中は、「生活保護受給」を選択してください。「証明書一覧」を参照のうえ、該当の事由を選択し✓してください。低収入等が事由の場合、経済困難を選択(新卒等を除く)。

保険証申告欄

証明書一覧に「健康保険証(国民健康保険は不可)の被扶養者欄のコピー」と記載がある事由で申請する場合は、以下の口に✓してください。私の健康保険証は 国民健康保険ではない ※国民健康保険でない場合、マイナンバーの提出により健康保険証のコピーの提出が不要となります。

【事情】

返還困難な事情を収入と支出の状況(金額、用途など)とともに、わかりやすく具体的に記入してください。大学を卒業後、アルバイトで生計をたてています。アルバイトのため収入は多少変動しますが、手取りは月15万円前後で、ボーナスはありません。現在の職場ではこれ以上得られる見込みはありません。支出は、家賃、食費、光熱費、携帯電話代で10万円毎月かかり、奨学金の返還が困難ですが、減額返還の金額であれば返還できます。

【今後の返還見通し】

減額返還期間又は猶予期間終了後の返還の見通しを記入してください。今年中には就職して、通常毎月割賦金額での返還を再開したいと希望し、承認されたとしても、承認された期間より早く再開できるようにしたいです。収入と支出の状況の記載には、必ず具体的な金額を記入ください。正社員や常勤社員でも賞与が支給されない場合はその旨事情欄に記入してください。

※減額返還希望の方、及び猶予希望で年間収入が300万円(給与以外の所得を含む場合は所得200万円)を超える方は②裏面を確認してください。

【マイナンバーの提出について】 マイナンバーを提出できない場合は、その旨を下の欄に記入してください。

例：現在海外にいるため提出できない。マイナンバーカードが盗難に遭ったため届け出ている。等

※マイナンバーを提出されない場合、証明書の添付は省略できませんので別途ご用意ください。既に提出されている場合、再度の提出や下の欄への記入は不要です。

ご記入いただいた情報は、奨学金事業のために利用されます。この利用目的の適正な範囲内において、あなたの情報が、奨学金事業の委託先に必要に応じて提供され、制度に加入している方については、保証管理に必要な情報が(公財)日本国際教育支援協会に提供されます。

マイナンバーを提出できない場合は、必ず記入してください。

②裏面も確認してください。